津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱

平成１８年１月１日訓第５０号

改正　平成２０年５月８日訓第４１号
　　平成２３年１月３１日訓第３号
　　平成２３年６月２１日訓第３５号
　　平成２６年７月３１日訓第５６号
　　令和２年３月３１日訓第３２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、農用地の効率的な利用を促し、効率かつ安定的な農業経営者を育成するとともに、耕作放棄地の解消を図るため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条の奨励金は、「農用地流動化促進事業奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

（交付の対象）

第３条　奨励金は、本市が行う利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第４条第４項第１号の利用権設定等促進事業をいう。）に基づき、農用地について次の各号のいずれにも該当する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権及び使用貸借による権利に限る。以下同じ。）の設定を受ける者で法第１２条第１項の規定により本市において農業経営改善計画の認可を受けた認定農業者、法第１４条の４第１項の規定により本市において青年等就農計画の認可を受けた認定就農者又は特定農業団体（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

⑴　利用権設定等促進事業に基づく賃借権又は使用貸借（３親等以内の親族間における使用貸借を除く。）による権利を設定されたことのない農用地に新規の利用権設定であること。

⑵　設定期間が５年以上の利用権の設定であること。

⑶　法第１８条の規定による本市の農用地利用集積計画において、利用権の

設定に係る農用地（以下「交付対象農用地」という。）が定められ、法第１９条の規定により公告された利用権の設定であること。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、次の各号に掲げる農用地の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて算出し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

⑴　過疎地域（美杉地区）内の農用地　１０アール当たり２０，０００円

⑵　過疎地域以外の区域内の農用地　１０アール当たり１０，０００円

２　奨励金の額は、交付対象者別に、交付対象農用地１筆（１０平方メートル未満の端数は、これを切り捨てる。）ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

（交付申請の期限）

第５条　規則第３条第１項の別に定める期日とは、法第１９条の規定により本市が行う交付対象農用地に係る農用地利用集積計画の公告の日から起算して１月を経過した日とする。

（交付決定の取消し等）

第６条　市長は、奨励金の交付の対象となった農用地に係る利用権の設定が設定期間満了前に解除されたときは、その期間に応じて当該奨励金の一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害等の不可抗力により利用権の設定が解除された場合は、この限りでない。

（添付書類）

第７条　規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

⑴　交付対象農用地に係る利用権設定書の写し

⑵　その他市長が必要と認める書類

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓の規定は、平成１８年４月１日以後の申請に係る奨励金について適

用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお合併前の津市集落内等農用地流動化促進事業助成金交付要綱（平成１１年津市訓第４３号）、一志町農地流動化奨励金交付要綱（平成１５年一志町告示第１１号）又は美杉村農地流動化奨励金交付要綱（昭和６３年美杉村要綱第５号）の例による。

附　則（平成２０年５月８日訓第４１号）

１　この訓は、平成２０年５月１２日から施行する。

２　改正後の津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る奨励金について適用し、施行日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１月３１日訓第３号）

この訓は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月２１日訓第３５号）

この訓は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則（平成２６年７月３１日訓第５６号）

この訓は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日訓第３２号）

１　この訓は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱の規定は、令和２年６月１日以後に利用権の設定を受けた者について適用し、同日前に利用権の設定を受けた者については、なお従前の例による。